

「令和6年度福島12市町村の移住促進に係る企業連携事業業務委託」

公募型プロポーザルの質問書に対する回答

2024年4月8日

	質問事項	質問内容	回答
1	参加表明書の提出形式について	参加表明書（第2号様式）に押印する際、電子捺印を使用しても問題ありませんでしょうか？それとも電子捺印は無効になりますか？	電子捺印で問題ございません。
2	企画提案書の提出形式について	募集要項3.企画提案書の（2）に記載のある「提出部数は紙媒体1部、電子媒体1部とする。」とありますが、電子媒体に指定は有りますか？弊社ではCD-ROM1枚での提出を想定しております。	CD-ROMでの提出で結構です。
3	本案県の全体像に関して	12市町村の移住を促進するために必要な事項に関して、その事業ごとに取り組むことが出来る事業者を発掘し、実際の事業の実現へのサポートを行う事が本事業の委託内容、という認識で相違ありませんか？	相違ございません。
4	事業の詳細に関して	移住を促進するための事業を検討・提案する事も委託内容に含まれますでしょうか？もしくは、必要な事業に関しては12市町村側からの提案がある形なのでしょうか？その場合、どのような事業が想定されますか？	実施する事業については連携頂ける企業様とセンターの協議の上で企画されるものになりますが、その事業をより移住促進につなげるための企画は都度提案を頂くことを含みます。事業内容についてはセンター側から提示はございません。
5	セミナーの開催に関して	セミナーに関して、「回数は年に2回」とありますが、こちら「2回以上」ではなく、2回のみ開催が望ましいのでしょうか？	2回の実施が要件となりますが、それ以上の開催提案についても可となります。
6	過去の事例に関して	これまでこちらの企業連携促進を通じて、実現した事業の例はどのような事業がございましたでしょうか？	新規事業につき、過去の事例はありません。
7	委託費の使用方法に関して	本案県の委託費を、実際に事業を行う事業者の事業に使用する事は可能でしょうか？もしくは、連携する事業者を発掘し、サポートすることのみが範囲内となりますでしょうか？	本事業の委託費について、事業を実施する外部の事業者を使用する事は原則出来ません。連携する事業者を発掘し、社会貢献の面で事業への協力を得る為の活動やサポートが実際の業務となります。事業実施の中で何らかの支払いが外部の事業者に対して必要となる場合は、センター側と事前に協議を行い、承諾を得る必要がございます。

